

バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額制度について

高齢者等が安心して快適に自立した生活を送ることが出来る環境整備を進めるため、住宅のバリアフリー改修工事を行った場合の固定資産税の減額措置が創設されました。

■要件

(1)新築された日から10年以上を経過した住宅であって次のいずれかに該当すること。

- ①居住部分が2分の1以上あること。
- ②貸家でないこと。
- ③改修後の住宅の床面積が50m²以上であること。

(2)次のいずれかの者が居住していること。

- ①65歳以上の者が居住していること。
- ②要介護認定又は要支援認定を受けている者が居住していること。
- ③障がいのある方が居住していること。(地方税法施行令第7条に該当する者)

- ア 知的障がい者
- イ 精神障がい者
- ウ 身体障がい者
- エ 戦傷病者
- オ 原子爆弾被爆者
- カ 常に就床を要し、複雑な介護を要する者
- キ 精神又は身体に障がいのある年齢65歳以上の者で、その障がいの程度がア又はウに掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

(3)令和6年3月31日までに次の工事を行っていること。

①廊下の拡幅

- ・介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事

②階段の勾配の緩和

- ・階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る。)又は改良によりその勾配を緩和する工事

③浴室の改良

- ・浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - (イ) 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - (ウ) 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - (エ) 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事

④便所の改良

- ・便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - (イ) 便器を座便式のものに取り替える工事
 - (ウ) 座便式の便器の座高を高くする工事

裏面へ

⑤手すりの取り付け

- ・便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事

⑥床の段差の解消

- ・便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）

⑦引き戸への取り替え

- ・出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - (イ) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - (ウ) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事

⑧床表面の滑り止め化

- ・便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

(4) 補助金等を除く工事費用が50万円を超えること。

■減額の内容

申告があった年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度の当該家屋分（100m²以下の部分に限る。）の固定資産税の3分の1を減額します。

■申請方法

改修工事が完了した日から3ヶ月以内に『バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額申告書』に次の書類を添付して申請をしてください。

①次のうちのいずれかの書類

- ・介護保険の被保険者証の写し
- ・障害者手帳又は療育手帳の写し
 - (ア) 知的障がい者：緑色の手帳
 - (イ) 精神障がい者：水色の手帳
 - (ウ) 身体障がい者：赤色の手帳
 - (エ) 戰傷病者：戰傷病者手帳
- (オ) 原子爆弾被爆者：厚生労働大臣の認定を受けている者：認定書等の写し
- (カ) 常に就寝を要し、複雑な介護を要する者：確認することができる書類
- (キ) 精神又は身体に障がいのある年齢65歳以上の者で、その障がいの程度が(ア)又は(ウ)に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者：認定書等の写し

②工事明細書（改修工事の内容及び費用が確認できるもの。）

③改修箇所の工事前と工事後の写真

④領収書（工事費用を支払ったことが確認できるもの。）

⑤補助金等の交付決定書等（補助金等の額が確認できるもの。）

【お問い合わせ先】

宮代町資産税担当 電話：0480-34-1111(234・235) FAX：0480-34-1098